

## 江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例骨子案

### 改正条例の概要

#### (1) 目的および基本理念の明文化

旅館業法の目的である旅館業の業務の適正な運営や旅館業の健全な運営、宿泊者や区民への安心・安全の確保という観点を踏まえ、条例の目的を明確化する。併せて、地域の生活環境との調和や地域コミュニティの活性化の視点を加えた基本理念を定める。

#### (2) 営業従事者等の勤務体制の整備

現状では営業者の遵守事項として、宿泊者の滞在時間内における、営業従事者等による徒步にておおむね10分程度の駆け付け体制を認めているが、災害時や緊急時のより迅速な対応のため、施設内への常駐を義務化する。

#### (3) 周辺との調整に関する規定の整備

開設予定の旅館・ホテル等が私道に面している際は、宿泊者の私道使用に関する承諾を所有者や管理者に得る規定を新設する。

#### (4) 施設管理体制の整備〔既存施設にも遡及適用〕

既存営業施設も対象に加え、施設への連絡先の掲示、毎日の管理状況の確認と記録の保管を義務化する。

#### (5) 他法令の遵守に関する規定の整備

建築基準法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他、施設の営業にあたり必要な法令の遵守について営業者の遵守事項として規定する。

#### (6) 施設常駐義務違反に対する規定の整備

施設常駐義務の違反者には、措置命令を経たうえで罰則規定（5万円以下の過料）を設ける。